

新高額障害福祉サービス等給付費の支給が始まりました。

障害者総合支援法施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費（以下「新高額障害福祉サービス等給付費」という。）の支給が平成30年4月より施行されました。対象者の要件及び概要は以下のとおりです。

対象者

以下を全て満たす者

○ 65歳に達する日前5年間、引き続き介護保険相当障害福祉サービス（※1）に係る支給決定を受けており、介護保険移行後、対象の障害福祉相当介護保険サービス（※2）を利用している。

○ 利用者及び配偶者が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度において、市民税非課税または生活保護法による被保護者であること。また、65歳以降に償還の申請をする際にも市民税非課税または生活保護法による被保護者であること。

○ 65歳に達する日の前日において障害支援区分（障害程度区分）が区分2以上の方。

○ 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

※1 介護保険相当障害福祉サービス

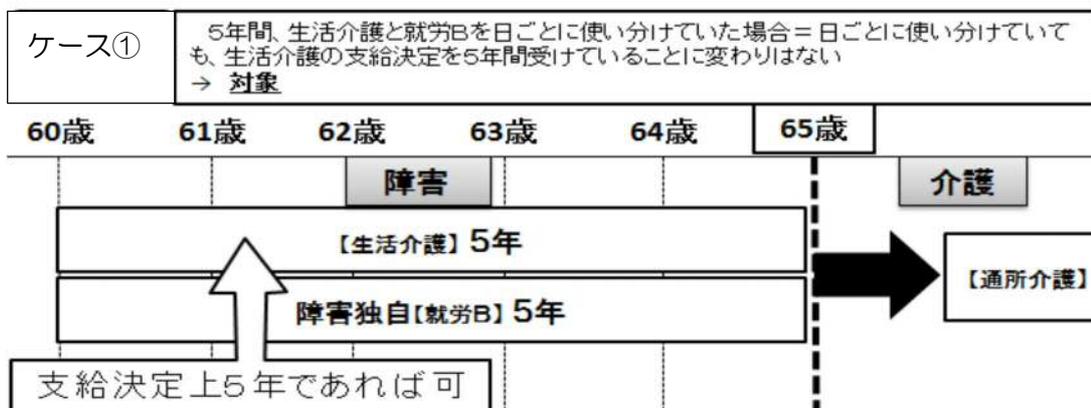
居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

※2 障害福祉相当介護保険サービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

（要介護以上の方のサービスで、要支援の方が対象となる予防サービスは対象外です）

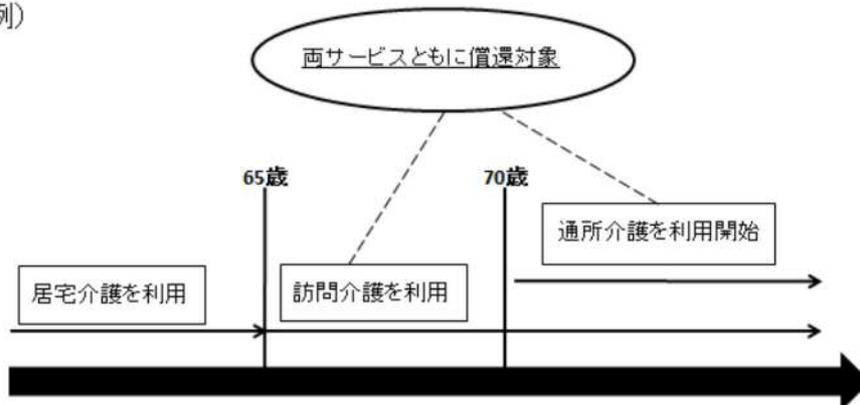
【対象者例】



給付内容

65歳以降に利用された障害福祉相当介護保険サービス（※2）の自己負担額について、還付します。

（例）



給付対象期間

平成30年4月分から対象となります。

前年度4月から3月分までを翌年度末に支払います。

給付費算定方法

還付対象となる（A）障害福祉相当介護保険サービスと、対象とならない（B）非障害福祉相当介護保険サービスから、高額介護サービス費（※介護保険担当部署からの還付・減額制度）を除いた自己負担に対し、総介護保険サービス負担額における（A）の割合を乗じた金額とします。

（算定例）

- ・（A）障害福祉相当介護保険サービス（訪問介護） 20,000円
- ・（B）非障害福祉相当介護保険サービス（福祉用具貸与） 5,000円
- ・高額介護サービス費還付金 10,000円
- ・利用者様の負担（25,000円－10,000円＝15,000円）

◎還付対象額（A）

$$15,000円 \times \left(\frac{（A）20,000円}{A+B 25,000円} \right) = \underline{12,000円}$$

○対象外（B）

$$15,000円 \times \left(\frac{（B）5,000円}{A+B 25,000円} \right) = 3,000円$$

よって、この算定例の場合は、12,000円を支給します。

小数点以下については、A・Bそれぞれ算定し、低い方を切り下げし、高い方を切上げします。0.5の場合は、還付対象（A）を切上げします。